

「福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の一部改正について
(答申(素案))

1 はじめに

本県では、土砂等の崩落等による災害の発生を防止し、県民の生活の安全の確保を図ることを目的に、令和6年6月1日から福島県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和6年福島県条例第1号。以下「土砂条例」という。）を施行し、土砂等の埋立て等について必要な規制を行っている。

一方で、埋立て等の際に使用される土砂等及び埋立て等後の土地の土壌汚染の安全性の確保については、表1のとおり土砂条例や既存の土壌汚染対策法並びに福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例においても規定されていない。

表1 現行法令の土壌の汚染の防止に係る規制

	土砂条例	土壌汚染対策法	福島県産業廃棄物等の適正化に関する条例
土壌汚染に係る規制内容	—	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染のおそれがある工場等における土壌調査義務 ・土壌汚染がある場所に対する区域指定 ・区域指定箇所における土壌汚染対策措置 ・区域指定箇所における汚染土壌の搬出、処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法に基づく指定区域外で判明した汚染土壌の処理（土壌汚染対策法の横出し）
土壌汚染に係る規制の趣旨	—	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染状況の把握 ・汚染土壌の拡散防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法で規制されない汚染土壌の適正処理
搬入土砂の安全性の確認	—	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂搬入時の確認の規定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂搬入時の確認の規定なし

このため、搬入土砂の安全性の確認に関する規定を追加するため、土砂条例の改正について、令和6年10月8日付けで本審議会に諮問があり、審議を行った。

2 審議結果

(1) 土砂条例における目的の追加

現行の土砂等の崩落等による災害の発生の防止に加え、「土壌の汚染の防止を図り生活環境の保全に資すること」を目的として規定することが適当である。

(2) 土砂等の搬入の届出義務規定の新設

土砂等の埋立て等に使用される土砂等による土壌汚染を防止するため、現行の土砂条例に「3,000m²以上の土砂等の埋立て等の行為者に対して土砂等の性状を明らかにした書面の添付を要した事前の届出」を義務付け、知事が後述する安全基準に適合していることを確認する規定を新たに設けることが適当である。

なお、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）では土壌汚染の防止に関する規定がないことを踏まえ、同法に基づく許可を受けた者（盛土等を行う面積が3,000m²以上の者に限る。）にも適用することが適当である。

※ 届出の対象となる土砂等の埋立ての規模について

県内で独自に土砂等の埋立て等を規制する条例を制定している市町村では、3,000m²未満の土砂等の埋立て等であっても土砂等の搬入の届出の対象としているため、3,000m²未満の土砂等の搬入の届出の必要性について検討した。

平成20年12月19日の中央環境審議会の「今後の土壌汚染対策の在り方について(答申)」によると、「一定規模以上の土地の形質変更は大量の土壌の搬出や土地の形質変更に伴う汚染の発生の契機になる」と述べており、平成21年の土壌汚染対策法の改正で同法において土地の形質変更の届出が義務づけられ、その要件は3,000m²以上とされた。

また、現行の土砂条例においても、土砂条例に基づく許可を受ける要件は3,000m²以上の土地の埋立て等としている。

これらを踏まえると、当該条例では広く県内全域を規制対象とすることから、土砂条例における届出の対象となる土砂等の埋立て等の規模は3,000m²以上とすることが適当であるとした。

(3) 土砂等の搬入後における土壌調査義務規定の新設

現行の土砂条例に3,000m²以上の土砂等の埋立て等を行う者に対して、土砂等の埋立て等の実施中及び完了後に当該区域の土壌調査を義務づける規定を新たに設けることが適当である。

なお、盛土規制法では土壌汚染の防止に関する規定がないことを踏まえ、同法に基づく許可を受けた者(盛土等を行う面積が3,000m²以上の者に限る。)にも適用することが適当である。

(4) 安全基準の新設

(2)の搬入土砂の安全性を確認するための安全基準(※)を新たに設けることが適当である。※(環境基本法第16条第1項に基づく土壌環境基準に準じた別紙の項目)

なお、安全基準設定の際は、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴くこと。

(5) 安全基準に適合しない土砂等による埋立て等における取扱い

(4)で新設する安全基準に適合しない土砂等による埋立て等については、生活環境保全の観点から、土砂等の搬入の届出義務等が課されない3,000m²未満の土地の埋立て等も含め、いかなる規模であっても認めないこととすることが適当である。

なお、安全基準に適合しない土砂等による埋立て等が確認された場合には、知事は土砂等の埋立て等の行為者に対し、安全基準に適合しない土砂等の撤去等に係る措置を命ずることができるものとすることが適当である。

(6) 土砂等の埋立て等を行う者等の責務の追加

土砂等の飛散及び流出を防止するための措置を行為者の責務として規定することが適当である。

なお、土砂等を搬入する者にも土砂等の飛散及び流出を防止するための措置を責務として設けることが適当である。

3 補足意見

(1) 改正条例の周知

本改正については、土砂等の埋立て等を行う者だけでなく、土地の所有者にも新たな義務が生じることから、広く周知が図られるよう努めること。

(2) 改正条例施行前における土壌汚染防止の徹底

改正条例の規定は改正条例施行前には適用されないことから、改正条例施行前における土壌汚染の防止については、土壌汚染対策法及び福島県産業廃棄物等の適正化に関する条例の既存法令により厳に対応するよう努めること。

(3) 盛土等に関する相談への対応

本改正に係る規制を含め、盛土等に関する機関が連携して、住民からの相談等に対応するよう努めること。

4 まとめ

以上のとおり、令和6年10月8日付けで諮問があった土壌汚染の防止に関する土砂条例の改正は適当である。

表2 盛土規制法及び現行の土砂条例並びに改正後の土砂条例の比較

		盛土規制法	土砂条例 (現行)	土砂条例 (改正後)	
目的		・災害の発生の防止	・災害の発生の防止	・災害の発生の防止 ・土壌の汚染の防止	
区域		・県全域 宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域	・県全域 左記区域は適用除外	・県全域 同左※ ※ 土壌汚染の防止に係る規定は適用	
主な規制内容	災害発生の防止 (許可)	規模	・一定の高さ超 ・面積 500m ² 又は 3,000m ² 超	・面積 3,000m ² 以上 同左	
		行為	・盛土・切土 ・堆積	・盛土・切土 ・堆積 ・土地の埋立て	・土地の埋立て※ ※ 盛土・切土・堆積は適用除外
		基準	・盛土や堆積の高さ ・法面の勾配 ・盛土の安定計算の実施 ・崖面崩落防止施設の設置	・盛土や堆積の高さ ・法面の勾配	同左
	土壌の汚染の防止 (届出)	規模	—	—	・面積 3,000m ² 以上
		行為	—	—	・盛土・切土 ・堆積 ・土地の埋立て
		基準	—	—	・安全基準への適合

項目	溶出量基準 (mg/L)	含有量基準 (mg/kg)
四塩化炭素	0.002 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—
ジクロロメタン	0.02 以下	—
テトラクロロエチレン	0.01 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—
トリクロロエチレン	0.01 以下	—
ベンゼン	0.01 以下	—
クロロエチレン	0.002 以下	—
カドミウム及びその化合物	0.003 以下	45 以下
六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下
シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)
水銀及びその化合物	0.0005 以下	15 以下
水銀及びその化合物 のうちアルキル水銀	検出されないこと	15 以下
セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下
鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下
砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下
ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下
ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下
シマジン	0.003 以下	—
チオベンカルブ	0.02 以下	—
チウラム	0.006 以下	—
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
有機りん化合物	検出されないこと	—
1,4-ジオキサン	0.05 以下	—